

日本酸素ホールディングスグループ税務方針

私たちは、事業を行う各国・地域において、税務関連法令等を遵守すること、納税を通じて各国・地域の発展に寄与することは企業の果たすべき社会的責任と理解しています。したがって、私たちは、法令遵守及び適時適切な納税と、これらを確実に実行するための適切かつ透明性の高い税務運営を行うことを通じ、様々なステークホルダーの関心に応えることを税務における目標としています。

1. 法令遵守

私たちは、事業を行う各国・地域において納税義務を果たします。本義務遂行にあたり、各国・地域の税務関連法令等を常に遵守すると共に、その法の精神を尊重します。

2. 透明性

私たちは、各国・地域の税務関連法令等にしがった情報開示を行い、税務に関する透明性の確保に努めます。

3. 税務リスクの極小化

私たちは、各国・地域の税制改正や税務行政の変化に適切に対応し、必要に応じて外部専門家からの見解の入手や事前確認制度を活用することにより、税務リスクの極小化に努めます。

4. 税務プランニング

私たちは、租税回避を意図したもの及び事業実態を伴わない税務プランニングは行いません。

5. 移転価格

私たちは、国外関連者との取引において、独立企業間原則を考慮し、当社グループが負担する機能・リスク及び保有する資産に応じた適正な利益配分を行うことで、各国・地域における適正な納税の達成に努めます。また、各国・地域における移転価格文書に関する法令等を遵守します。

6. タックスヘイブン

私たちは、無税又は低税率の国又は地域（いわゆるタックスヘイブン）を活用した租税回避を行いません。

7. 二重課税の排除

私たちは、同一の経済的利益に対して複数の国・地域で国際的又は経済的二重課税が生じた場合、各国間の租税条約又は相互協議を適用し、その排除に努めます。

8. 税務当局との関係

私たちは、各国・地域の税務当局に対して、適切かつ協力的な情報提供を行うとともに、建設的な対話を図り、健全かつ良好な関係を構築し、その維持に努めます。

9. 税務ガバナンス

私たちの税務ガバナンスの責任は、日本酸素ホールディングスの CFO が負っています。なお、税務の実務運営は、当社グループの税務担当部門に委譲されており、当社グループ全体に係る重要な税務業務及び税務リスクの全体管理は、日本酸素ホールディングス財務・経理室経理部長が統括しています。当社グループは、税務当局による税務調査の結果、財務上もしくは事業運営上重大な影響がある場合は、その内容を税務統括責任者に報告し、税務統括責任者は必要に応じ、当社グループに対して税務の実務運営の状況について報告を求めます。当社グループは、適正な内部統制体制を確保するとともに、税制改正等に的確に対応して、税務申告書等の税務関連文書の作成及び管理を適切に実施します。

この方針の改廃は、当社取締役会が行うものとします。

以上

制定日 2021年2月2日